

鶴岡市農業委員会第22回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年9月10日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	3番 太田 裕徳
事 務 局	局長 齋藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 調整主任 日向 正人 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 齋藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日、欠席届は3番 太田 裕徳 委員より提出されています。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第22回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、慣例により、議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。7番 石塚 治己 委員、8番 木村 充 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について</p> <p>報告第3号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>8番 木村委員。</p>
8番委員	<p>8番木村です。鶴6の案件は、賃貸借のうで転用をかけ、保育園を建設するというものですが、この転用においては、保育園という公共性の高いものだから転用が許可申請ではなく、届出となるのですか。</p>
事 務 局	<p>市街化地域内の農地転用は許可でなく、届け出でいいですよということになっております。鶴6の土地は市街化地域なので届出となります。</p> <p>最初は所有権移転での転用の届出があったのですが、その後賃貸借で事業を行うと変更になったものですから、前回の届出は返却を認めまして改めて賃貸借の届出を受理したということです。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>各担当委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>事務局及び委員の方で状況のわかる方はおりませんか。</p>
事 務 局	<p>申請地は28㎡と中途半端な面積で換地配分されたため、所有者が要らないということになったことから今回の申請になったものです。現地確認はしておらず航空写真で確認しているだけです。</p>
事 務 局	<p>補足します。本申請地が農地として利用されているかどうかの確認の有無の件と承知しておりますが、現状は行っていない状態となります。しかしそのことによって保留して次回にまわすような事案ではないと思われまますので、現地確認は事務局で行うことを条件に本案を審議いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>それではこれより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>

	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 本件の農地としての利用確認を事務局で行うことを前提にすることとして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(賛成多数)
議 長	賛成多数により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。
議 長	6番、今野委員。
6番委員	6番今野です。ただいま決した案件ですが、事務局で現地確認するとのことですが、次回の部会で報告していただくときに図面も配布していただくようお願いします。
事 務 局	承知しました。
議 長	続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について≫
議 長	各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 12番 本間 誠 推進委員。
12番 推進委員	12番本間です。9月4日に重松委員と鶴岡分室の佐藤さんと現地の確認をしてきましたが、以前に転用申請があった倉庫の裏にあたる土地です。他の農地に与える影響はなく今回の駐車場整備申請に関しては問題ないと確認してきました。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり決しました。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 12番 本間 誠推進委員。

12番 推進委員	12番本間です。鶴9、温1ですけども9月4日に重松委員と鶴岡分室の佐藤さんと一緒に現地を確認しました。両件とも問題ないことを確認しました。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第4号 農地利用集積計画(案)について》
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農地利用集積計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画(案)については、原案通り決しました。 議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》
議 長	これより審議に入ります。
議 長	機鶴6については私に関係する案件でありますので、一時退室させていただきます。 議長を五十嵐 覚 職務代理者をお願いします。
	(10番 鈴木 裕 部会長 退席)
臨時議長	議長が退席しましたので、暫時のあいだ、臨時議長を務めさせていただきます。 それでは機鶴6の案件についてのみ審議を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)

臨時議長	ないようですので、機鶴6の案件についてのみ採決を行います。賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
臨時議長	全員賛成により、機鶴6については原案どおり決しました。 鈴木部会長の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	(10番 鈴木 裕 部会長 着席)
議長	議長を交代しました。五十嵐職務代理、ありがとうございました。 それでは機鶴6以外の案件について審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については、 原案通り決しました。 議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について》
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、 原案どおり決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了します。 次に、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事務局	(説明)《農業者年金の裁定請求について》
議長	これより質疑を受けたいと思います。
	(発言者なし)

議 長	ないようでしたら報告事項ですので、これもちまして第22回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後14:15
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石 塚 治 己 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 木 村 充 _____</p>